

○自治医科大学附属病院長及び副病院長の任期及び選考に関する規程

(昭和 60 年 5 月 28 日制定)

改正 平成 2 年 4 月 1 日 平成 8 年規程第 23 号

平成 14 年規程第 9 号 平成 17 年規程第 74 号

平成 19 年規則第 7 号 平成 26 年規程第 42 号

平成 28 年規程第 33 号 令和元年規程第 31 号

令和 2 年規程第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 10 条の 2 の規定を踏まえ、自治医科大学附属病院長(以下「病院長」という。)及び自治医科大学附属副病院長(以下「副病院長」という。)の任期及び選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期等)

第 2 条 病院長の任期は、2 年とし、理事長が任命する。

2 病院長は、再任されることができる。ただし、補欠により任命された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会の設置)

第 3 条 病院長候補者の選考を行う必要が生じたときは、理事長は、速やかに病院長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設置しなければならない。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 常務理事
- (3) 副学長
- (4) 医学部長
- (5) 附属さいたま医療センター長
- (6) 医学部教授会(以下「教授会」という。)で選出された教授 3 名
- (7) 医学又は医療に関し識見を有する学外の有識者 2 名
- (8) その他理事長が必要と認めた者

2 前項第 7 号の委員は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 過去 10 年間において、学校法人自治医科大学(以下「本法人」という。)と雇用関係にないこと。
- (2) 過去 3 年間において、年間 50 万円を超える寄付金、契約金等を本法人から受領していないこと。
- (3) 過去 3 年間において、年間 50 万円を超える寄付を本法人に対し行っていないこと。

3 第 1 項の委員は、理事会の議決を経て決定するものとし、理事長は委員名簿、委員の経

歴及び選定理由を学内外に公表するものとする。

4 委員長は、学長をもって充てる。

(病院長の資質及び能力)

第 5 条 病院長候補者は、次の各号に該当する者で、病院長としての職務を掌理し得るものでなければならない。

(1) 人格、識見ともに優れ、かつ、教育、診療等においても指導力を発揮し得る能力を有すること。

(2) 臨床医学系又は基礎医学系の大学教授(これに相当する職を含む。)の経歴を有し、かつ、医師の資格を有すること。

(3) 医療安全確保のために必要な資質及び能力を有すること。

(4) 病院の管理運営に必要な資質及び能力を有すること。

2 理事長は、病院長の選考にあたっては、前項に定める事項に関する具体的な基準を、委員会の議を経て策定し、あらかじめ学内外に公表するものとする。

(候補者の選考等)

第 6 条 委員会は、前条第 2 項の基準に基づき病院長候補者 1 人を選考し、委員長は、その者について教授会の意見を聞き、その結果を理事長に報告するものとする。

2 理事長は、病院長の選考結果、選考過程及び選考理由を学内外に公表するものとする。

(副病院長)

第 7 条 副病院長の任期は、2 年とし、再任されることができ。ただし、副病院長に就任した時の病院長の任期の終期を超えてその職務を行うことができない。

2 病院長が辞任するとき、又は欠けたときは、前項の規定にかかわらず、後任の病院長が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 副病院長に欠員が生じた場合の後任の副病院長の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

4 副病院長は、学長、医学部長及び病院長の意見を聞いて、理事長が任命する。

(細則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 60 年 5 月 28 日から施行する。

附 則(平成 2 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年規程第 23 号)

この規程は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年規程第 9 号)

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規程第 74 号)

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規程第 7 号)

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年規程第 42 号)

この規程は、平成 26 年 8 月 28 日から施行する。

附 則(平成 28 年規程第 33 号)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、施行日において現に病院長の職にある者については、第 2 条第 1 項を適用しないものとする。

附 則(令和元年規程第 31 号)

この規程は、令和元年 10 月 21 日から施行する。

附 則(令和 2 年規程第 50 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。